

## 後期高齢者医療制度

# 後期高齢者医療制度 保険料率が変わります

加入者(被保険者)の方が支払う保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっており、このたび、北海道後期高齢者医療広域連合から平成22・23年度の新しい保険料率が示されましたので、お知らせします。

平成22・23年度  
(年間)  
**44,192円**  
【1,049円増】

平成20・21年度  
(年間)  
**43,143円**

平成22・23年度  
**10.28%**  
【0.65ポイント増】

平成20・21年度  
**9.63%**

### 均等割 (加入者が等しく負担)

### 所得割 (加入者の所得に応じて負担)

均等割  
【1人当たりの額】  
**44,192円**

+

### 所得割

【本人の所得に応じた額】  
(平成21年中の所得-33万円) × **10.28%**

||

**1年間の保険料**  
(100円未満切捨て)  
(限度額50万円)

◆**保険料の計算方法(平成22年度)**  
保険料は、全ての加入者(被保険者)の方にかかります。  
保険料額は、加入者被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。  
なお、世帯主や加入者(被保険者)の所得に応じて、保険料の軽減があります。

※この新しい保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、6月に「保険料額決定通知書」で個別に通知します。

### 仮徴収について

4月・6月・8月の期間に年金天引きの対象となる方は、前年の所得が確定するまでは、平成20年中の所得で仮算定された保険料(「仮徴収」といいます)を納めていただきます。  
基本的には、平成22年2月の年金で納めた額が、平成22年4月、6月、8月の仮徴収額となります。

なお、これまで納入通知書で直接、または口座振替で納めていた方が、新たに4月以降年金天引きの対象となる場合は、年金から天引きされる前に送付する「仮徴収額決定通知書」を確認してください。

### ◆**保険料の軽減**

(1)均等割の軽減  
所得に応じて、均等割4万4192円が下の表のとおり軽減されます。

(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割額		
		平成21年度	平成22年度	比較
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割	6,300円	6,628円	328円増
33万円+(245,000円×世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割	21,571円	22,096円	525円増
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割	34,514円	35,353円	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

(2) 所得割の軽減

加入者個人の所得で判定します。前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

例) 年金収入が180万円の場合

$$180\text{万円} - 120\text{万円} - 33\text{万円} = 27\text{万円}$$

(年金収入) (公的年金等控除) (基礎控除) (軽減に該当)

$$27\text{万円} \times 10.28\% \times 5\text{割} = 13.878\text{円}$$

(年間保険料のうち所得割額分)

軽減判定

所得割

(3) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方には、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは...

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

◆「医療費通知」について

平成21年7月から平成21年12月診療分の医療費通知は、3月末に北海道後期高齢者医療広域連合から送付しています。

医療費通知は請求書ではなく、医療機関などからの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などにかかった一覧です。

医療機関などの請求の遅れ等のため、医療費通知に記載されないことがあります。不明な点がありましたら、問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-29015601)  
町民課高齢者医療係 (☎【幕】54-6602)

国民健康保険

国民健康保険の届け出は  
14日以内に

◆加入の手続き

会社などを退職し、今まで加入していた健康保険の資格を喪失した方や、任意継続の資格を喪失した方などは、その時点から国民健康保険に加入しなければなりません。

届け出には、事業所で交付される「健康保険資格喪失証明書」など、資格喪失の日が確認できる書類が必要です。

※本年4月から、解雇などで失業した方に対して、国民健康保険税の負担軽減策が講じられる予定です。この場合は、雇用保険受給資格者証が必要です。

◇退職被保険者について

新たに国民健康保険の被保険者になる方で、厚生年金や共済年金などから老齢(退職)年金を受ける65歳未満の方は、その年金の被保険者期間が次のいずれかを満たす場合、その配偶者と被扶養者は、「国民健康保険退職被保険者」となります。

①合計して20年以上ある方

②40歳以降の加入期間が10年以上ある方

◆脱退の手続き

※届け出には、年金証書などが必要で、  
会社を勤めて健康保険に加入したり、家族の方の健康保険の被扶養者となったときには、国民健康保険から脱退する手続きが必要で、届け出に必要なものは次のとおりです。

①新たに加入した健康保険の被保険者証など、加入したことの確認ができる書類

②国民健康保険の被保険者証(返還していただきます。)

※国保から脱退した際に、被保険者証を返還せず引き続き診療を受けるなどのケースが多く見受けられます。この場合、国民健康保険から医療機関に支払った保険者負担分を返還していただくこととなりますので、加入する健康保険が変更になった場合は、速やかに医療機関に届け出てください。

◆届け出場所 役場町民課・忠類総合支所住民課・札内支所

◆問い合わせ先 町民課国保医療係 (☎【幕】54-6602)